

定額減税「給与所得者に係る特別控除」の実施方法について

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。定額減税の概要は以下のとおりです。なお、詳しくは、国税庁のHPで [定額減税について | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)

定額減税の対象者

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除の適用を受けることができる方は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方（給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下（注）である方）です。（注）子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、2,015万円以下となります。

● 定額減税額

特別控除の額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

1. 本人（居住者に限ります。）・・・30,000円
 2. 同一生計配偶者（※1）または扶養親族（※2）（いずれも居住者に限ります。）・・・1人につき30,000円
- （※1）同一生計配偶者・・・その年の12月31日（納税者が年の中途で死亡または出国する場合は、その死亡または出国（納税管理人の届出をしないで国内に住所および居所を有しないこととなること）の時の現況で、次の4つの要件のすべてに当てはまる方をいいます。

- ① 民法の規定による配偶者であること（内縁関係の人は該当しません。）
- ② 納税者と生計を一にしていること。
- ③ 年間の合計所得金額が48万円以下（令和元年分以前は38万円以下）であること（その配偶者の所得が給与所得だけの場合は、給与収入が103万円以下であること）
- ④ 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないことまたは白色申告者の事業専従者でないこと。

（※2）扶養親族・・・その年の12月31日（納税者が年の中途で死亡または出国する場合は、その死亡または出国（納税管理人の届出をしないで国内に住所および居所を有しないこと）の時の現況で、次の4つの要件のすべてに当てはまる方をいいます。

- ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。）または都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人であること。
- ② 納税者と生計を一にしていること。
- ③ 年間の合計所得金額が48万円以下（令和元年分以前は38万円以下）であること（上記①に該当する方の所得が給与所得だけの場合は、給与収入が103万円以下であることとなります。）
- ④ 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないことまたは白色申告者の事業専従者でないこと。

● 定額減税の実施方法

特別控除は、「給与所得者」「公的年金等の受給者」「事業所等者等」の所得の種類によって、各々実施されます。今号では、給与所得者に係る特別控除について取り上げます。

「給与所得者に係る特別控除」の実施方法

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与を含むものとし、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している勤務先から支払われる給与等に限り、）につき源泉徴収をされるべき所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。これにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる給与等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した事項の異動等により、特別控除の額が異動する場合は、年末調整により調整することとなります。また、次の①～③に該当する場合などは、令和6年分の確定申告において最終的な特別控除の額を計算の上、納付すべき又は還付される所得税の金額を精算することとなります。

- ① 主たる給与の支払者からの給与収入が2,000万円を超えるとき
- ② 年の途中で退職し、給与等に係る源泉徴収について特別控除の額の控除が行われていない（又は控除しきれない額がある）とき
- ③ 年末調整において、所得税額から特別控除の額を控除した際、控除しきれない額が生じる場合（特別控除の額が所得税額を上回る場合）において、イ「給与所得以外の所得があるとき」ロ「退職所得に係る源泉徴収税額があるとき」ハ「2か所以上から給与の支払を受けているとき」のいずれかに該当するとき

● 給与担当者が留意すべきこと

給与担当者は、次の①～③の対応が必要となります。

- ① 令和6年6月の給与計算までに昨年の年末調整時に回収した「扶養控除等申告書」や「配偶者控除等申告書」などから従業員ごとの定額減税額を算出する。
- ② 各月における定額減税の繰戻額を従業員ごとに管理する。
- ③ 源泉所得税の納付時には定額減税額を集計し納付すべき税額に反映させる。